■質問回答(案) 〈募集要項等に関する質問〉

| No. | 曼要項等に関する 質 資料名 | 頁 | 章 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------------------|----|--------|-------|-----|-----------------------------|---|--|
| 1 | 募集要項 (審査基準) | 2 | 2 | 2.1.3 | (3) | 地域経済への活性化など | この提案についての審査ポイントは?評価基準項目のどの項目で評価となるのでしょうか。 | 構成員に必要な参加資格要件として、建設企業は市内企業であることを規定することで地域 経済の活性化が期待できると考え、提案の評価対象としていません。 なお、必要な参加資格要件は、募集要項p.7、3.3.2をご確認ください。 |
| 2 | 募集要項 (要求水準書) | 3 | 2 | 2.1.4 | b) | 整備戸数 | 「50戸」の計画で1階に住戸を設けないこととなり、住棟の高層化が避けられません。周辺への環境に配慮した住棟計画を行うためにも、建設戸数を「50戸程度」で提案することはできないでしょうか。 | 原案のままとします。 |
| 3 | 募集要項 | 9 | 3.4 | (1) | | 質問事項等 | 募集要項で明示された項目以外の項目で、前回の実施方針に対する質疑の回答は、今後も効力を有すると解するのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 募集要項 | 13 | 4.2 | | | 予想されるリスクと責 任分担 | 実施方針(9月2日公表)時に示された、リスク分担表に代わるものとして、この項目と事業契約書(案)の内容と理解してよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 要求水準書 | 4 | 1.2.4 | | | 事業期間 | 令和2年6月から令和4年2月までとなっていますが、建築設計後の敷地造成に伴う開発許可手続き、橋梁等の架け替え、造成等ののちの施設建築物工事と考えると、事業期間が不足すると考えられます、事業者の努力でも短縮できない、行政手続等で期間延長が生じた場合は、期間延長の対象としていただけるのでしょうか。 | 事業期間は原案のままとします。なお、事業者から提案された事業期間は履行義務がありますので、原則変更しないこととします。 ただし、市の責めに帰すべき事由又は不可抗力事由により事業期間の変更が必要になった場合は、事業期間について市と事業者で協議するものとします。 |
| 6 | 要求水準書 | 5 | 2 | 2 | 工 | 整備における基本的事項 | 集中豪雨対策として、敷地全体の造成高さは、現架橋4.24m 以上の高さとすること。とあるが、 敷地全体ではなく建物を配置する部分のみを 4.24m以上にしても良いでしょうか? | 原案のままとします。 |
| 7 | 要求水準書 | 5 | 2.2 | | ウ | 敷地全体の造成高さ | 造成高さを現架橋4.24mとすると、南側は1.0m以上の盛土が必要となり、土留め擁壁に覆われ、周辺への圧迫感もあると考えられます。現況の敷地の高さを保持した計画提案は、認められないのでしょうか。 | No.6をご確認ください。 |
| 8 | 要求水準書 | 10 | 3.1.2 | | ア | 地質調査 | 詳細な地質調査の結果、杭長を決定し、施工を行いますが、結果、杭長が変更になった場合は、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。また、事業費で想定されている杭長を教示いただきたい。 | 現状公表されている資料で判断してください。公表している資料と地質が違う場合は設計変 更の対象とします。 杭長は提示できません。提案する施設の規模等から杭長を検討してください。 |
| 9 | 要求水準書 | 10 | 3.1.3 | (2) | | 電波受信障害への補償対策 | 「必要な電波障害対策工事を速やかに行うこと。」とありますが、 「ビル影協調補償契約」による対策でもよいでしょうか。 | 必要な対策等は事業者の提案に委ねますので問題ありません。 |
| 10 | 要求水準書 | 10 | 3.1.4 | | ア | 近隣家屋調査 | 近隣家屋調査の範囲は、何戸ぐらいを想定されているのでしょうか。 | 事業者の提案に委ねます。ただし、市と事前に協議し、合意を得てください。 |
| 11 | 要求水準書 | 12 | 3.3.2 | (2) | ア | 近隣への配慮 | 地域住民への事前説明会を開くとありますが、町内会長さんを通じて建設概要書を配布し、工事中に苦情が出た時のみ個別に対応する事で良いのではないでしょうか? | 着工前の説明会は開催してください。 その他地域住民への配慮については事業者の提案に委ねます。 |
| 12 | 要求水準書 | 10 | 3.1.2. | | | 埋蔵文化財及び地 中埋設物について | 当該事業敷地の埋蔵文化財調査及び地中埋設物の事前調査は、工期短縮の観点からも現時点で市の方で調査をお願い出来ないでしょうか? | 当該事業敷地は小城市教育委員会に照会した結果、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。 なお、地中埋設物の事前調査は、事業契約書(案)第12条第2項のとおり事業者で実施してください。 |
| 13 | 要求水準書 | 14 | 3.6.1 | | ア | 関係法令等に関す る申請、許認可等の 手続 | 申請者名は、小城市長名、または、認定事業者名のどちらで申請すればよいでしょうか。 | 関係法令の手続き等は小城市長名での申請としてください。 |
| 14 | 要求水準書 | 16 | 4.1.3 | | | 業務完了時の提出 図面 | 実施設計図書で、設計後該当しない設備等が生じた場合の設計図書は省略できると解釈してよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |